

【令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

(プラットフォーム支援員による体制強化)】

概要レポート 第13回：EUの使い捨てプラスチック指令



Eurovision & Associates

2024年3月

使い捨てプラスチックに関する指令 2019/904 をめぐる各国の対応

はじめに：EU 指令 2019/904（以下、使い捨てプラスチック指令：Single Use Plastic Directive）は、特定の使い捨てプラスチック、酸化型生分解性プラスチック、プラスチックが使用されている漁具などによる環境への影響に対処することを目的としている。本指令は、同付属資料に記載のある使い捨てが想定されるプラスチック製品の使用を制限している。発泡ポリスチレン製輸送器具などは付属文書に記載がないため、本指令の適用外となる¹。

使い捨てプラスチック指令の概要：使い捨てプラスチック指令は、循環経済行動計画（Circular Economy Action Plan）およびプラスチックのための欧州戦略（European Strategy for Plastics）に基づき、EU 経済がプラスチックの機能的利点を認識しつつ、再利用、修理、リサイクルを優先する循環経済へ移行することを促進している。具体的には、本指令は主に以下内容を規制している。

1. 使い捨てプラスチック製品の EU 市場での流通禁止
2. プラスチックの消費量削減、持続可能な代替品の導入
3. に関して、使い捨てプラスチック指令は、持続可能な代替品の定義及びリストを定めておらず、バイオプラスチックをその代替品に含めるかどうかを明記していない。すなわち、同指令においては、バイオプラスチックを持続可能な代替品としての使用を推奨はしておらず、使用そのものも否定してはいない²。尚、本指令は、欧州委員会によるモニタリングと定期的な評価を認めており、同委員会による各 EU 加盟国の監視についても言及されている³。使い捨てプラスチック指令を通して、EU が定めた具体的な目標は以下の通り。EU 加盟国は、この目標達成を目指して、国内法を通じて政策を策定・実施する。

	目標	該当条項
1	プラスチック製品（カトラリー、飲料容器、すぐに消費される食品容器等）の EU 市場への流通禁止	第 5 条
2	流通するプラスチック製リットルまでの飲料ボトルに含まれるリサイクル材の割合を 2025 年までに 25%、2030 年までに 30%に到達	第 6 条

本指令の第 5 条では、酸化型生分解性プラスチックを用いて製造された製品と以下用途の使い捨てプラスチック製品の EU 市場での流通が禁止されている⁴⁵。以下表の⑦に関して、開封後直ぐに消費される食品に使用されている開封後または使用後に廃棄されるプラスチック包装や容器が対象となる。以下表の⑦にある例や菓子類をはじめとする開封後の即時消費が想定され

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019L0904>

² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019L0904>

³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019L0904>

⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019L0904>

⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2021:216:FULL>

る食品やそれらの食品を包装するあらゆるプラスチック包装材を EU へ輸出する事業者は、本指令の対象となる可能性がある。

①	綿棒
②	カトラリー製品（フォーク、ナイフ、スプーン、箸等）
③	プレート（お盆）
④	ストロー
⑤	攪拌棒（マドラー）
⑥	産業用途以外の風船に取り付けられているプラスチック製の取手棒
⑦	以下用途で使用される発泡ポリスチレン製の食品容器（蓋を含む） (a) その場で、または持ち帰りで、すぐに消費することが意図されているもの 例：ヨーグルト、サンドイッチ、ナッツ類などを包装している袋もしくは容器 (b) 通常その容器から消費されるもの 例：スーパーなどで販売されている蓋付のサラダ用容器 (c) 調理が完了済みですぐに消費されるもの 例：ファストフードやカットフルーツ用の容器
⑧	発泡ポリスチレン製の飲料品用の容器（蓋、キャップを含む）
⑨	発泡ポリスチレン製の飲料品用のカップ（蓋、キャップを含む）

以下では、この使い捨てプラスチック指令に関する主要国（ドイツ、オランダ、フランス）における国内法の内容・状況に関する概要を報告する。

加盟国の国内法で、使い捨てプラスチック指令第 5 条の規定を満たすための措置・規制の概要

ドイツでは、2021 年施行の使い捨てプラスチック法第 3 項（EWKVerbotsV）にて使い捨てプラスチック指令第 5 条を忠実に再現している⁶。同国内法に基づき、酸化型生分解性プラスチック製品、プラスチック製ストロー、綿棒、食品容器、皿、マドラー、風船ホルダー、ポリスチレン製カップなどの販売が禁止されている^{7 8}。違反者には最大 10 万ユーロの罰金が科される⁹。

⁶ <https://www.produktkanzlei.com/en/2020/09/18/prohibition-of-the-placing-on-the-market-of-certain-single-use-plastic-products-and-products-made-of-oxo-degradable-plastics/>

⁷ https://www.bmuv.de/fileadmin/Daten_BMU/Download_PDF/Gesetze/ewkverbots_v_en_bf.pdf

⁸ <https://www.gesetze-im-internet.de/ewkverbotsv/EWKVerbotsV.pdf>

⁹ <https://cms.law/en/int/expert-guides/plastics-and-packaging-laws/germany>

フランスでは、2015年に規則2015-992により、酸化型生分解性プラスチックを含む包装材の製造、流通、販売、提供、利用が禁止された¹⁰。2020年に改正された反廃棄物・循環経済法(loi Anti-Gaspillage pour une Économie Circulaire)では使い捨てプラスチック製カトラリー、ストロー、皿、カップの蓋などが禁止され¹¹、対象製品の環境影響情報オンライン記載が義務化された。違反者には最大1万5千ユーロの罰金が科されることとなる¹²。

オランダでは、段階的に同EU指令第5条の目標達成に向けた措置が実施された。第一段階として、単一プラスチック使用禁止令(Besluit kunststofproducten voor eenmalig gebruik)の下で、2021年7月から、酸化型生分解性プラスチックと使い捨てプラスチック製ストロー、綿棒、食品容器、皿、マドラー、風船ホルダーの販売が禁止された¹³。第二段階として、使い捨てプラスチック規則(Regeling kunststofproducten voor eenmalig gebruik)に基づき、2024年1月から、事業者による消費者への同製品の提供が禁止され、代わりにデポジット制による再利用可能な代替品提供が義務化された¹⁴。

加盟国の国内法で、使い捨てプラスチック指令第6条の規定を満たすための措置・規制の概要

ドイツは、2025年から使い捨てプラスチック指令第6条がドイツ国内法にも適用される¹⁵。同指令の第6条の目標達成に向けて、生産者に再生プラスチック使用基準の達成を義務付けている。生産者は、各ペットボトルに割り当てられた再生プラスチックの使用基準を逐次達成、もしくは、年単位での達成のいずれかを選択できる¹⁶。さらに2021年に、使い捨てプラスチック指令への整合性確保のため、ドイツ包装法(Verpackungsgesetz: VerpackG)を改正した。改正内容は、使い捨て飲料用ペットボトルと飲料缶へのデポジット義務拡大と、包装材、包装の販売業者のリサイクル業務実施有無の管理制度の導入である¹⁷。

フランスはドイツと同様に、生産者に再生プラスチック使用基準の達成を義務付けている。フランスのプラスチック製造事業者は、各ペットボトルに割り当てられた再生プラスチックの

¹⁰ <https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=FMF1TotlrlqeQwdl7cZ--nam6aCtsgM2LdqywZyGE=>

¹¹ <https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A16390?lang=en>

¹² <https://theidfactory.com/agec-law/>

¹³ <https://wetten.overheid.nl/BWBR0045257/2021-07-03#Artikel9>

¹⁴ <https://wetten.overheid.nl/BWBR0046477/2023-01-01>

¹⁵ <https://www.dqsglobal.com/intl/learn/blog/%22minimum-quota-of-recycled-plastic%22-from-2025-what-does-this-mean-for-the-industry#:~:text=Starting%20in%202025%2C%20German%20PET,made%20of%20single%2Duse%20plastic>

¹⁶ <https://www.dqsglobal.com/intl/learn/blog/%22minimum-quota-of-recycled-plastic%22-from-2025-what-does-this-mean-for-the-industry#:~:text=Starting%20in%202025%2C%20German%20PET,made%20of%20single%2Duse%20plastic>

¹⁷ <https://www.ecosistant.eu/en/german-packaging-act-2022/>

使用基準を逐次達成、もしくは、年単位で達成のいずれかを選択できる。また、製造事業者責任機関（PRO）によるインセンティブ制度も導入されている¹⁸¹⁹。

オランダは、使い捨てプラスチック指令の目標を国内法で適用する予定だが、適用開始日は未定である²⁰。また、拡大生産者責任（EPR）の導入により、リサイクル材の使用促進や廃棄された梱包材の再利用が推進される²¹。さらに、2024年3月からはプラスチック製のキャップは飲料用ボトルからの取り外しが禁止される²²。ただし、リサイクル材の使用促進に関連する国内法は未施行である²³。

EU域内の他国に製品を輸送した場合に、どちらの国内法が適用されるのか

ドイツ、フランス、オランダでは、使い捨てプラスチック製品の製造・流通・販売・提供を規制しており、EU加盟国内外の事業者は、輸出先のEU加盟国が定める国内法を遵守しなければならない。よって、例えば、ドイツで通関したものが、ポーランドなどEU域内の他国に移動した場合には、ドイツの国内法が適用されることになる。

具体的には、ドイツでは、2024年1月から、プラスチック包装の製造業者、充填業者、輸入業者を対象に单一用途プラスチック課税が実施される²⁴。フランスでは、EPRにより、対象分野の生産者、輸入業者、流通業者は、製品から発生する廃棄物を管理するか、製造事業者責任機関への寄付を通じて財政的に貢献しなければならない²⁵。オランダでは、プラスチック製カトラリー、皿、ストローなど特定の製品のオランダ市場への輸入禁止^{26 27}や、使い捨てプラスチック課税が実施されている²⁸。

EUにおけるバイオプラスチックの扱い：EUでは、バイオプラスチックはバイオベースプラスチックと生分解性プラスチック（堆肥化可能プラスチックを含む）に分類される。これらのプラスチックに関する定義は以下表の通り²⁹。2022年に発表された、バイオベース、生分解性、堆肥化可能なプラスチックに関するEUの政策枠組みにおいて、欧州委員会は、バイオプラスチ

¹⁸ <https://secondlife.earth/learning-center/role-producer-responsibility-organization/>

¹⁹ https://circularconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/anti-waste_law_in_the_daily_lives_of_french_people.pdf

²⁰ <https://business.gov.nl/running-your-business/environmental-impact/making-your-business-sustainable/ban-on-plastic-straws-plates-and-other-single-use-plastics/>

²¹ <https://business.gov.nl/regulation/packaging/>

²² <https://business.gov.nl/amendment/caps-must-be-attached-to-plastic-drink-bottles/>

²³ <https://cms.law/en/int/expert-guides/plastics-and-packaging-laws/the-netherlands>

²⁴ <https://www.bdo.global/en-gb/insights/tax/indirect-tax/germany-plastic-packaging-tax-enacted>

²⁵ <https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A16390?lang=en>

²⁶ <https://business.gov.nl/regulation/rules-single-use-plastics/>

²⁷ <https://business.gov.nl/running-your-business/environmental-impact/making-your-business-sustainable/ban-on-plastic-straws-plates-and-other-single-use-plastics/>

²⁸ <https://ondernemersplein.kvk.nl/nieuwe-regels-voor-plastic-wegwerpbekers-en-bakjes/>

²⁹ https://environment.ec.europa.eu/document/download/14b709eb-178c-40ea-9787-6a40f5f25948_en?filename=COM_2022_682_1_EN_ACT_part1_v4.pdf

ックは、化石燃料で作られたプラスチックよりも環境に配慮しているとする一方で、バイオプラスチック全てが環境に配慮されたものではないとし、バイオプラスチックに対して、さらなる影響評価、リスク評価の実施が必要だとしている³⁰。

このスタンスは、EU 規則の作成にも反映されており、バイオプラスチックは、SUP 指令の対象には含めない一方で、使用を推奨もしくは否定する旨は明記されていない³¹。これは、2027年の同規則の見直しを通じ、海洋環境における生分解性基準の評価³²結果を基にバイオプラスチックの扱いを判断するという欧州委員会の基本スタンスが反映している。これとは別に、PPWR 改正提案では、プラスチックレジ袋を堆肥化可能なものにすると記載されている³³。

バイオベースプラスチック	サトウキビ、穀類、油糧作物、木材のような非食糧源や化石資源の代替原料として特別に栽培された植物などのバイオマス、もしくは、その他の原料としては、使用済み食用油、バガス、トール油などの有機廃棄物や副産物を部分的もしくは完全に用いて作られる。
生分解性プラスチック	同プラスチックの寿命が尽きたときに、すべての有機成分（ポリマーと有機添加物）が主に二酸化炭素と水、新しい微生物バイオマス、ミネラル塩、酸素がない場合はメタンに変換されることによって分解することによって設計されている。

結びに代えて：使い捨てプラスチック指令は、特定のプラスチック製品の環境影響を緩和するための包括的な EU 戦略の一環である。同戦略は、プラスチック製品の消費削減、拡大生産者責任、循環型経済へのシフトの推進を目指している。ドイツ、フランス、オランダを含む EU 加盟国は、この指令に沿った国内法を整備しているが、これら各国内法は、国内および輸入製品に影響を与えている。アプローチは多様だが、各加盟国は、プラスチック汚染と闘い、持続可能性を促進し、業界全体で責任ある慣行を育成することによってプラスチック消費の大幅削減を目指している。

以上

³⁰ https://environment.ec.europa.eu/document/download/14b709eb-178c-40ea-9787-6a40f5f25948_en?filename=COM_2022_682_1_EN_ACT_part1_v4.pdf

³¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019L0904>

³² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_2709

³³ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de4f236d-7164-11ed-9887-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF